

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月24日(月)午後2時00分から午後4時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、12月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 高澤憲司委員、8番 五月女秀作委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付
	番号519号では、申請農地は、譲受人の自宅のすぐ南で、現在
	係にあります。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に
	耕作している農地に隣接していることから、利便性が良く、今後、
	耕作をしていきたいことから、所有権の贈与を行うものです。5
	20号では、申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に挟
	まれている場所にあり、今後、一緒に耕作を行うことで、とても
	利便性が良くなることから、今回、所有権の売買を行うものです。
	521号では、申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に
	隣接しており、すでに耕作を行っているとのことです。今後も、
	引き続き耕作を行っていくことから所有権の贈与を行うものです。
	522号では、申請農地は、譲受人が耕作している農地に隣接し
	ており、自宅からも近いことから、とても利便性がよく、すでに
耕作を行っているとのことです。今後も耕作をしていきたいこと	
から、所有権の贈与を行うものです。523号では、申請農地は、	
譲受人が耕作している農地に隣接しており、すでに耕作を行っ	
ているとのことです。自宅から近いことで利便性が良く、今後も、	
耕作を行っていくことから、所有権の売買を行うものです。52	

	<p>4号では、申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に隣接しており、自宅からも近いことで利便性が良く、今後、耕作を行っていくことから、所有権の売買を行うものです。525号及び526号では、譲受人が一緒のため一括して説明いたします。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に隣接しており、自宅からも近いことで利便性が良く、今後、耕作を行っていくことから、所有権の売買を行うものです。また、各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。また、受付番号522号、525号及び526号については、経営面積が50a以上ありませんが、今回の申請で所有権を取得することで、50aの下限面積を超え、許可要件を満たしています。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号519号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p>
9番	<p>受付番号520号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたり</p>

	<p>りこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1 番	<p>受付番号521号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5 番	<p>受付番号522号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6 番	<p>受付番号523号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に</p>

	<p>転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p>
6 番	<p>受付番号524号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p>
6 番	<p>受付番号525号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号526号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に</p>

	<p>転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>贈与が3件あるが、関係性は親子か。</p>
事務局	<p>1件は兄弟、2件は他人であるが、3件ともすでに借りて耕作をしている農地を今回贈与という形で所有権移転するものとなっています。</p>
推進委員	<p>売買金額はいくらか。</p>
事務局	<p>5件あるが、それぞれ1反当たり50万円、15万円、4万円、9.3万円、9.3万円となっています。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。</p>
(議案第2号)	<p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p>
	<p>起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
	<p>引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号527号から542号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号527号から529号、532号、534号から541号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満等である「第2種農地」と判断しました。受付番号530号、533号及び542号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。なお、「第1種農地及び第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号527、537号及び538号では、太陽光発電施設を設けるもので、かつ譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、</p>

白岡市に事務所を置き、平成28年から主に太陽光発電事業を行
っている法人です。3件とも申請農地の周辺は、農地の広がりがないことで集積が難しく、また、太陽光を遮る高い建物がな
いことで、採算性は十分に見込めることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。また、施設の周囲をフェンスで囲い
安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。なお、受付番号527号につ
いては、市の太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、近隣住民への周知を行っておりますが、隣接地所有者との協
調の保持がまだとれていないことから、市へ届出が提出されてお
りません。しかしながら、今後、市の指導の下、当事者間で協議・調整を行い、届出が提出されるものとなっています。（農地法で
は、転用許可申請時の添付資料には、隣接地の同意書は必須資料ではないものとなっています。よって、農業委員会事務局では、
近隣住民への周知を行って事実があり、添付資料上では、特に問題はないと考えております）受付番号528号では、譲受人は、
市内に事務所を置き、昭和28年から神社として活動している宗教法人です。今回、
に伴い、神社のある場所の収用が行われることになり、移転先を探していました。申請農地は、既存施設のすぐ南側に位置し、現在の状況と変わらず利用
ができ、また、地権者の同意も得られたことから、神社敷きとして申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青
地）にあることで、令和元年6月20日に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号529号及び541号では、
建売住宅を設けるものです。529号では、譲受人は、
に事務所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、近年、新規の住宅が建ち並び、
とても住環境の整った場所で、需要も見込めるとのことです。このことから、建売住宅の建築を計画したところ地権者の同意を得
られたことから、今回、6棟分の建売住宅敷として申請するものです。541号では、譲受人は、
に事務所を置き、平成24年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、南羽
生駅の南側に位置し、市街化区域に隣接しており、周辺には、住宅やアパートが建ち並び、生活環境がとても整った場所とのこと
です。このことから、需要が見込め、建売住宅の建築を計画したところ地権者の同意を得られたことから、今回、17棟分の建売
住宅敷として申請するものです。受付番号530号、531号、

533号、534号、535号、539号、540号では、自己
用住宅を設けるものです。530号では、譲受人と譲渡人は親子
となっています。譲受人は、現在、
アパートで妻と二人で暮らしています。将来のことを思い、自分の住宅の建築を考
えていました。申請農地は、実家のすぐ北側に位置しており、両
親の近くに住むことで、お互いに助け合いながら暮らすことができ
きとても住環境がよいとのこと。また、父である譲渡人の了
解も得られたことから今回、申請するものです。531号では、
譲受人と譲渡人は親子となっています。譲受人は、現在、
アパートで妻と子の3人で暮らしています。子供も成長し、今の
住まいでは、手狭になっていることから、自分の住宅の建築を考
えていました。申請農地は、父である譲渡人の住宅からすぐ南に
位置し、既存集落にも接続しており、住環境の整った場所である
ことから、今回、申請するものです。533号では、譲受人は現
在、妻の実家で、妻、子2人及び妻の両親、弟の7人で暮らして
います。子どもも大きくなり、今の住まいでは手狭になっている
ことから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、既
存宅地に介在し、近くには、羽生駅や商業施設、また、国道12
2号線が通り、とても住環境の整った場所です。このことから、
建築の計画を考えたところ、地権者の了解も得られたことから、
今回、申請するものです。534号では、譲受人は現在、
実家で、両親、妻、子の5人で暮らしています。子供も大き
くなり、今の住まいでは、手狭になっていることから、自分の住宅
の建築を考えていました。申請農地は、既存集落に接続し、周辺
には、国道122号線や125号線が通り、交通の便も良いこと
から、今回申請するものです。535号では、譲受人は現在、妻
の実家で、妻、子及び妻の両親、弟の6人で暮らしています。子
どもも大きくなり、今の住まいでは手狭になっていることから、
自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、
に位置し、今の住まいからも近く、現在の住環境を変えずに暮
らすことができる、最適な場所とのこと。このことから、建
築の計画を考えたところ、地権者の了解も得られたことから、今
回、申請するものです。539号では、譲受人は現在、市内のア
パートで妻、子の3人で暮らしています。子ども大きくなり、自
分の住宅の建築を考えていました。申請農地の周辺には、市役所
や病院、小学校などがあり、とても住環境の整った場所とのこと
です。このことから、建築の計画を考えたところ、地権者の了解

	<p>も得られたことから、今回、申請するものです。540号では、譲受人は、現在、市内のアパートで妻、子の3人で暮らしています。子どもも生まれ、将来のことを思い、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、既存集落に介在し、周辺には、南羽生駅や国道122号線通り、とても住環境の整った場所とのことです。このことから、建築の計画を考えたところ、地権者の了解も得られたことから、今回、申請するものです。受付番号532号では、譲受人は、事務所を置き、昭和54年から主に衣料品の検品・プレス加工、流通業を行っている法人です。最近では、新規の取引先も増え、業績も順調に推移しているとのことです。今後は、敷地内において、新たな工場の建築を予定しているとのことで、この工場建築に伴い既存駐車場の減少や新規に雇用する従業員の駐車場が不足してしまうことから、今回、駐車場敷として申請するものです。受付番号536号では、譲受人は、事務所を置き、現在の法人名として、平成17年から主に農業機械の研究・製造・販売業を行っている法人です。既存の資材置き場は、自社所有と借入にて使用しています。しかしながら、近隣はすでに、住宅が建ち並び、以前と同じように使用することが難しく、移転場所を探していました。申請農地は、本社及び工場のすぐ南側に位置し、資材の搬出入などスムーズに行え、とても最適地な場所とのことです。このことから、資材置き場としての計画を考えたところ、地権者の了解も得られたことから、今回、申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和元年10月30日に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号542号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和63年から主に建設業を行っている法人です。申請農地は、北側の県道より低く、ここ数年間、休耕地となっていたとのことです。現在、草も繁茂し荒れてきたことから、今回、果樹を育てていくために、農地改良としての一時転用の申請を行うものです。また、各号とも農地の区分・転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号527号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電施設を利用していない農地に設けることで休耕地の再生になると思い企画したところ地権者の方から相談・支援がありましたので事業計画を進めることになりました。隣接地</p> <p>施設にいるとのことなのでお話できませんでした。隣接地は、他社の不動産会社と話をしていました。ですので申請場所に決めました。</p>
1 番	<p>受付番号528号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度の申請につきましては、国土交通省が施工する</p> <p>事業に伴い神社敷地</p> <p>の一部 が買収</p> <p>されます。収用移転先として氏子会議により申請地が賛同に接しており、地権者からも快く協力が得られましたので移転先とすることに致しました。なお、移転面積</p> <p>と旧境内地の残地 を合わせると、今までの面積 より m²多くなりますが、この</p> <p>一部の土地については現在 地区のごみ置き場として利用されており、神社と一体として今まで通り継続して利用致します。さらに移転に伴い分散している記念碑等を一カ所に集合設置し、残った土地については神社にお参りに来る人達の駐車場や駐輪場として境内と一体として利用いたします。上記理由をご理解の上、何卒許可下さるようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3 番	<p>受付番号529号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、住宅建築業務を行っております。この度、条件の良い土地</p>

	<p>に住んでおり、小さい子供の面倒をみてもらえること。将来の両親の介護のことも考えると、両親の近くでとの思いもあり、両親に相談したところ、父所有の土地を住宅敷地として進められたため、この言葉に甘え申請地を住宅建築地に選定しました。なお、別紙添付の名寄帳のとおり他にも父所有の土地はありましたが、申請地が周囲の農地に影響が一番少ないと考えられたため、申請地を住宅敷地として選定しました。何卒許可を賜りますようよろしくお願いたします。</p>
9番	<p>受付番号532号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、12月末を目標に2棟の工場を鋭意建築中ですが、今般、新たに株式会社　　は、企業ユニフォームや白衣等を主とするメーカーであり、この受注により、新たな検品チーム、検品ラインと補修の業務が増え、この業務に従事する従業員も、当初雇用として新たに25名の増員を予定しなくてはならなくなりました。</p> <p>必要駐車場台数は、従業員145名で内訳は社員55名、パート80名、派遣社員10名です。他方、現在建築中の工場に於いても、入庫や出荷ラインの増設が必要となり、先に従業員用駐車場として農地転用許可を頂いた土地について、別添「駐車場配置計画図」の通り、プラットホームへの大型車の入庫に併せた物品の入・出荷用通路（幅員9.5m～7.0m）及び回転広場を設けることから、駐車場用地が、当初47台から28台と19台の減になったところ</p> <p>です。さらに、開発行為の敷地内に於いても、当初118台の予定が、キュービクル、受水槽の位置変更や空調機械の室外機置場の新設等により緑地の見直しが必要となり、結果、駐車場台数は97台となり、21台の減となりました。（工場立地法の適用から、緑地面積20%以上の確保が必要）このことから、これまで</p> <p>として営業していた土地の確保を図り、45台の駐車場を確保して計167台とする計画です。95台+28台+44台=167台不足台数23台しかしながら、　　の土地を駐車場用地として確保しても、未だ従業員用の駐車場不足があるところ</p> <p>です。そのため、今回　　に隣接している同所字岸町931番1について、従業員用駐車場（23台予定）として利用いたしたく、ご申請申し</p>

	<p>上げるものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>受付番号5 3 3号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、羽生市 地内で生まれ、地元小学校、中学校を卒業いたしました。現在は、妻の実家で義父、義母、義弟の3人と私の家族である妻・子供2人 と共に生活しております。</p> <p>近年、子育て環境を踏まえ、交通の利便性や住環境が良い場所に住宅を建て、家族仲良く暮らしたいとの思いが強くなり、羽生市内で土地を探してまいりました。申請地は、羽生市 地内にある私の実家からは、直線距離で約2キロメートルと近いところに位置し、親戚も多くおります。さらに、申請地周辺に於いては、直線距離で約 キロメートルの位置に羽生駅があり、駅周辺や国道1 2 2号線沿線には、羽生総合病院や多くの商業施設が立地しておりますことから、生活するうえでは大変便利な場所となっております。</p> <p>そして申請地は、私が通学した同じ小学校の通学区内に位置していることから、幼少の頃からの友人・知人も多くいるところでもあります。このようなことから、今後の子供の成長に伴う学校への通学、日常生活での買い物等、大変便利でよい場所であると考えます。今般、土地所有者のご厚意を頂けましたことから、申請地に自宅を建築致したく申請するものです。</p>
1 1 番	<p>受付番号5 3 4号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私ども家族は、 私の両親と同居をしています。</p> <p>この度、私ども家族の家が欲しくなり、できれば私の勤務先に近い場所で土地を探してまいりましたところ、同土地を紹介され検討しました結果、同土地であれば、私の職場 に通うのも便利だし、実家への交通の便もよく、近隣の生活環境もよい場所と判断して、購入を決意しました。また、近隣の農地に対しても被害を及</p>

	<p>ぼすこともないと思い、今回の申請となりました。何卒、よろしく お願いいたします。</p>
1 1 番	<p>受付番号5 3 5号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>私は市内の会社へ勤めているサラリーマンで、家族は妻、子供と3 人家族で仲良く暮らしております。現在は妻の実家に居候し、肩身 の狭い思いを致し、窮屈な生活をしながら、住宅資金のため、経費 を節減し、貯めておるところです。両親及び弟と 家族でに ぎやかに暮らしております。子供も をむかえ、結婚当初より何 とか自分の家を持ちたいと心がけてきました。このあたりで何とか しなくてはと思い、両親等のご協力、応援を頂きながら分家独立す るため、近隣の住宅地を見つけておりました。今回、現住所より比 較的近く、羽生病院の現在は北側ですが、西側の申請地が譲渡して 頂けることになり、妻や両親等と相談の上、今回の申請をお願いす るものです。申請地周辺は知人・友人もたくさんおり、生家にもこ れから子供を見てもらわなくてはならないので、すべての面に於い て、立地条件が最良最適地と考え、一同大変喜んでおるところであ ります。可様な次第で、申請地の西隣地には、最近住宅を建築され た宅地であり、旧来の集落を形成しておるところであり、5 m、3 m道路に面し側溝も整備され、排水も可能な場所であります。上記 ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願 い申し上げます。</p>
1 1 番	<p>受付番号5 3 6号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>当社は、大正元年に現羽生市にて操業、主な商品として各種乾燥機、 糶摺り機、色彩選別機、乾燥施設機器、低温貯蔵庫、などの穀物調整 機器を製造しており、主な取引先は大手農機メーカー、核市町村の農 協等となっています。現在の本社は、羽生市小松台工業団地内にあり ますが、現在に至る経緯は次のとおりです。創業以来、羽生駅西口地</p>

区（羽生市西2丁目、3丁目）に本社・工場等を構え、創業規模は、
所有地及び借地を含めて約2万坪となっていました。羽生市は、羽生
駅西側の市街地整備のため、平成の初めころより当社と事業所の移転
等に関する下交渉を行い始め、その後、平成10年頃から羽生駅舎の
改築事業及び羽生駅西口駅前道路の街路整備事業が本格的に進むこと
になりました。当該事業は羽生駅西口地区の活性化、ひいては羽生市
全体の発展に寄与するものであることから、交渉の結果、当社として
も羽生市に協力することとし、やむを得ず本社・工場等を全面移転す
ることになりました。兵絵師8年、現在地に工場第1期が完成して稼
動を開始し、平成14年に本社を移転しました。その後、本社近傍に
従業員用駐車場を貸借及び一部取得し、現在に至っております。しか
しながら、現在の本社・工場敷地は約7300坪であり、移転前と同
様の事業規模を継続するには到底不十分な面積であるため、羽生市大
字中岩瀬地内にある当社鋳物工場跡地について、やむを得ず、製品資
材置場等として使用を継続しています。また、それぞれでも不十分な
際ひは、やむを得ず市内の保管庫や資材置場等を一時的に貸借しなが
ら繁忙期等を凌いでいます。いずれも現本社・工場敷地からは遠隔に
位置し、事業活動を行うための各種コスト等の面で不利になるのは明
らかですが、他に適地がなく事業規模を継続するためのやむを得ない
措置です。羽生市大字中岩瀬地内の資材置場等の用地は、トラックの
待機場を含め、自己所有及び借地を合わせて約4200坪の面積とな
っています。当該土地は現在施工中の岩瀬土地区画整理事業（中央工
区）地内に位置し、仮換地指定及び使用収益が開始して以来、周辺で
は徐々に住宅が増加しており、直近では相当住宅地化が進行していま
したがって現在の当社用地の土地利用は、すでに良好な住環境の形成
を阻害する要因となっており、周辺住民との関係上も好ましくありま
せん。また、用途地域は第二種中高層住居専用地域に指定されている
ため、土地利用規制上も問題があります。今後とも現状の土地利用を
継続することは、羽生市のまちづくり政策を推進するうえでも望まし
いものではありません。そのような状況から、今般、小松台工業団地
に隣接した本件申請地に資材置場を移転したく申し出するものです。
この資材置場には、乾燥機等の製品をパーツごとに梱包して保管する
こともありますが、製品に不具合が生じた場合は、至急隣接の工場に
搬入して検査及び修理をしなければなりません。また、隣接している
ことで、既存の工場との往来がスムーズとなり、上記の経緯から、現
在まで断念していた一体的な事業活動を行うことが可能となります。
本社・工場から隣接した本件申請地が最適地であり、用地の規模や道

	<p>路条件等においてほかに最適地はありません。以上、これらの諸事情を考慮いただき、本件申請地の必要性について、何卒格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号537号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電施設を利用していない農地に設けることで休耕地の再生になると思い企画したところ地権者の方から相談・支援がありましたので事業計画を進めることになりました。本件土地は地権者の方からの相談があり、使用していない農地を他のことに活用してもらえないかとお話をいただいたことから始まりました。地権者の方と本件土地に太陽光発電施設を設ける企画を一緒に進めてきたので、他の土地を利用する企画はありませんでした。</p>
8番	<p>受付番号538号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電施設を利用していない農地に設けることで休耕地の再生になると思い企画したところ地権者の方から相談・支援がありましたので事業計画を進めることになりました。本件土地は地権者の方からの相談があり、使用していない農地を他のことに活用してもらえないかとお話をいただいたことから始まりました。地権者の方と本件土地に太陽光発電施設を設ける企画を一緒に進めてきたので、他の土地を利用する企画はありませんでした。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号539号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>現在私は、アパートに家族3人で仲良く居住し、県内の会社へ勤めているサラリーマンです。妻と共働きをしながら、近所における両親に子供の面倒を見てもらっております。羽生市がこれから先、安全・安心で住みやすいので、マイホームを求め、永住するもので、本件申請に及んだ次第です。これから先いつまでも借家住まいでは、不経済、不損失であります。現在の住まいの近所を探しておったところ、今回の申請地が見つかり、立地条件等最良であるため、購入してマイホームを建築するものです。申請地は道路幅の広い道路に面し、道を挟んだ東側には医院もあり、近隣には食料品店も、あまり遠くでなくいろいろ生活するうえにも便利なところであります。上記事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p>受付番号540号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在、家族と共に羽生市内の賃貸住宅に暮らしておりますが、子供が生まれ成長に伴い、住まいが手狭になってきたことや隣接住戸等へ気兼ねなく子供をのびのび育てたいと思うようになり戸建て住宅の購入を考えました。当初は現在の住まい周辺の市街化区域を当たりましたが、なかなか希望の条件に見合う物件が見つからなかったことから、少しずつ範囲を広げていったところ申請地に行きつき、入手のめどが立ったことから今回の申請に至った次第です。本地は周辺環境もよく子供をのびのび育てることができますし、私も夫婦の通勤の便も良いうえ、双方の実家からも近いため、将来両親の介護等が必要となった際にも安心です。なお、本地は都市計画法第34条11号の区域に該当しております。また、私ども夫婦は本地以外の建築可能な不動産の所有は一切無いことを申し添えます。</p> <p>以上、事情をご理解いただきご査収いただけますようよろしくお願い申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号541号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は、埼玉県鴻巣市において、不動産業を営んでおります。今般、当該土地を居住するのに、静かで住環境が良好なため住宅地として適しているので専用住宅を建設いたしたく申請する次第です。調整区域のため法の適応を受け基準を遵守し周囲に迷惑のかからないよう努めたいと思います。
10番	受付番号542号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私、株式会社　　が、土地所有者から依頼されて、次の農地、　　地内の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。
	なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。
	1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。
	2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。
	3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。
	4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。
	5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
10番	農地改良は何を作るのか。
事務局	果樹を作ります。
推進委員	水の流れはどうなっているのか。
事務局	周囲に民地水路を作り、流れを作ります。
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。

(議案第3号)	ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許可
	申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可
	申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに
	決定いたします。
引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変	
更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委	
員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につ
	いて、ご説明いたします。受付番号543号では、平成30年11
	月21日付で、太陽光発電施設敷として農地転用の許可がされた案
	件となっています。また、今年の5月には、申請地の草刈等を行っ
	たところ、土地の高低差が大きく、設置が困難であることから、盛
	土を実施するために、許可後の計画変更申請をしています。今回は、
	その盛土を行うにあたり、申請当時から、土が盛られ、他の農地よ
	り高い場所については、低い場所へ均して、均平をとる予定となっ
	ていました。しかしながら、作業を行うと、土の中から砂利等が多
	く発生し、均平作業ができない状態になってしまったとのこと。こ
	のことから、許可当時から高い場所はその状態のまま、また、
	均平していく場所は、申請当時からの高い位置（北側の道路から約
	1メートル）を基準に均してしていくものです。なお、砂利等が発
	生し、太陽光の杭が打てない場所は、管理道路及び資材置き場敷と
して使用していくものとして、今回、パネルの配置位置及び盛土計	
画の変更申請を行うものです。	
3番	受付番号543号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	添付資料記載の5工区に高く積まれていた土砂を移動できないため、
	パネル配置の変更をお願いいたします。添付資料記載の5工区の部
分が砂利等を含んでいるため、太陽光パネル設置用杭の挿入が難し	
いことから、盛土高の変更をお願いいたします。	
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。

	<p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理についてでございますが、これは農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）が行う事業で、農用地等の買入れに関する届出となります。この農地中間管理機構が行う事業は、農林公社が規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大農家に売り渡しを行うというものです。メリットとして、譲受人は、公社という公的機関が間に入るため、安心して経営規模の拡大が図れることや、譲渡人には、譲渡所得税が800万円まで課税対象から特別控除されるということです。この事業は、届出となりますので、委員さまの調査・審議もございませんので報告とさせていただきます。また、今後は、公社から規模拡大農家への売買行為がありますが、こちらは、農地法第3条の許可案件となりますので、申請がありましたら調査・審議等についてよろしくお願いたします。</p> <p>報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として2件、共同住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願いたします。</p> <p>報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査、審議もございませんのでご報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として3件、店舗及び</p>

	<p>駐車場として1件、駐車場敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約についてでございますが、29件ございました。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました11月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が13件、4条が1件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく、申し上げます。</p> <p>続きまして、</p> <p>① 1月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 農業委員会県外視察研修について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和元年 12月 24日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	